

事 務 連 絡
平成 29 年 3 月 31 日

障害保健福祉主管部（局）
各都道府県
御中
児童福祉主管部（局）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

内 閣 府 子 ど も ・ 子 育 て 本 部

障害児支援における子ども・子育て支援新制度と障害福祉施策の連携について

「障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について」（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児総発 0331 第 7 号、障障発 0331 第 9 号、府子本 3 6 1）において、都道府県・市町村において障害児福祉計画を作成する際には、障害保健福祉担当部（局）と児童福祉担当部（局）が連携を図り、障害児支援の体制づくりに積極的に取り組んでいただくよう御依頼している。

今般、子ども・子育て支援新制度、障害福祉制度において実施されている障害児支援に資する施策を一覧化した参考資料（別添）を作成したため、各都道府県・市町村において、障害保健福祉担当部（局）と児童福祉担当部（局）が連携し、障害児支援の体制づくりを行う際に御参照されたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を含む。）に周知を図るようお願いする。

障害児支援の体系 ～子ども・子育て支援新制度と障害福祉施策の連携～

子ども・子育て支援新制度

○利用手続における障害児への配慮

障害児保育を実施している保育所についての枠を優先的に割り当てる。

○療養支援加算【認定こども園・幼稚園・保育所】

主任保育士専任加算の対象施設において、主任保育士を補助する者を配置し、子どもの療育支援に取り組む場合に加算

○障害児保育加算【地域型保育事業】

公定価格において、障害児数に応じた職員加配(2:1配置)の加算

○放課後児童クラブにおける職員加配加算

従来の加配職員1名に加え、3名以上の障害児を受け入れた場合に、更に1名加配加算

○その他

居宅訪問型保育事業(1:1配置)について、一定程度の障害を有する乳幼児を利用対象とするとともに、一時預かり事業、延長保育事業において、障害児等の利用を想定した「訪問型」を実施

○利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業

子育て等に関する相談・援助を通じて、個別の子育て家庭のニーズを把握し、適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう支援するとともに、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制を構築

○市町村子ども・子育て支援事業計画

障害児等が円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ、障害児等の人数等の状況、施設・事業の受入れについて把握、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制について記載

障害児の
保育所等の
受入促進

「気づき」の
段階からの支援

相互の計画の
整合性・調和

障害福祉施策(厚労省)

○保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児、又は利用予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進する。

○保育所等との連携強化のための障害報酬加算

児童発達支援事業所等が保育所等と連携して、個別支援計画の作成等を行った場合に加算(関係機関連携加算)

○障害児等療育支援事業・巡回支援専門員整備

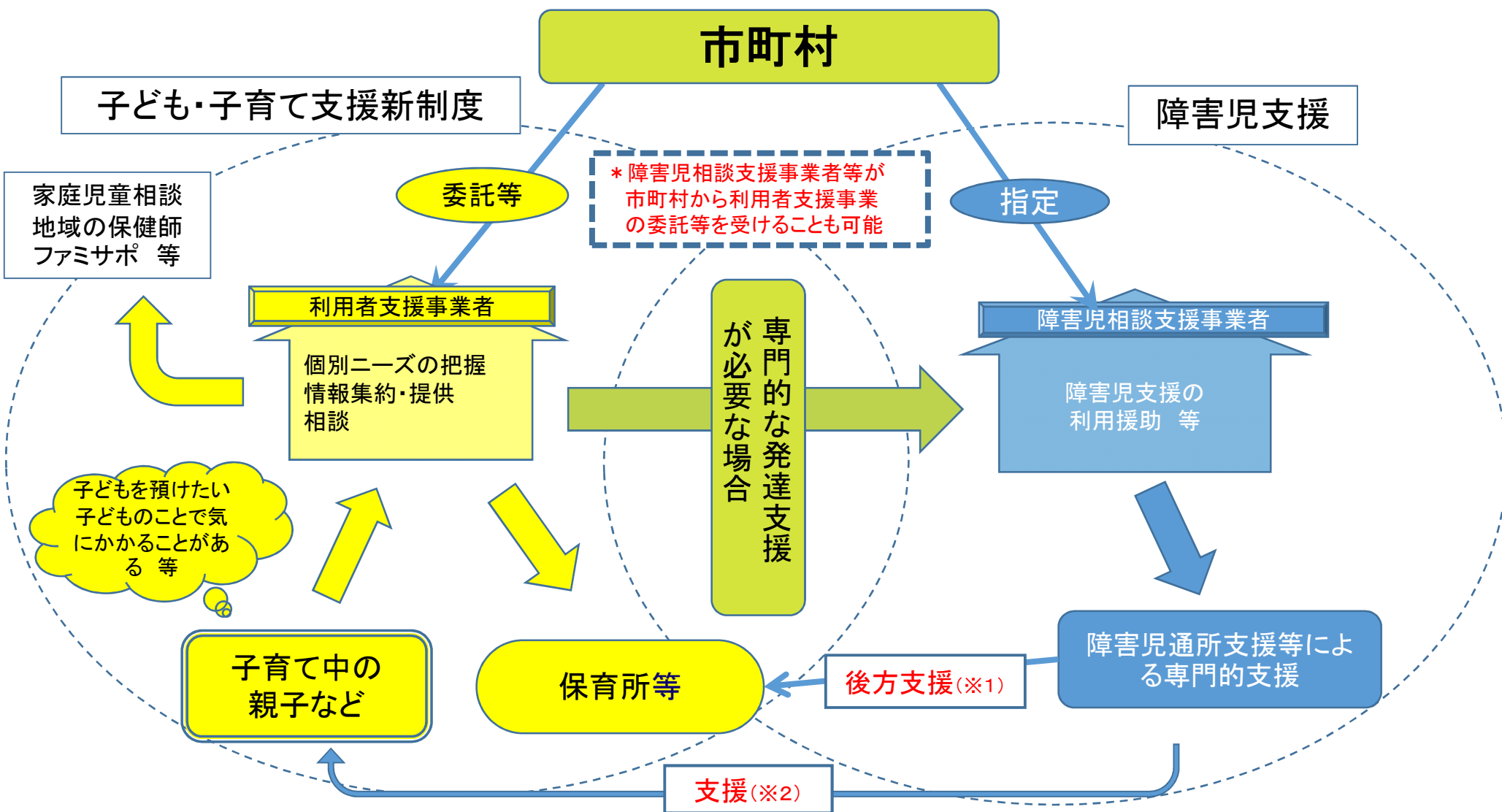
障害児支援の専門家が自宅又は保育所等の子どもや親が集まる場所を巡回し、障害の早期発見・早期対応のための助言等を実施

○障害児福祉計画(平成30年度～)

障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、そのニーズを満たせる定量的な目標を設定。
この定量的な目標を踏まえ、子ども・子育て支援等における受け入れの体制整備を行う。

すべての子どもを対象とする施策(一般施策)と障害児を対象とする専門的な支援施策(専門施策)の相互の連携強化を図る。

障害児相談支援と子ども・子育て支援新制度「利用者支援事業」の連携の推進（イメージ）



※1: 保育所等訪問支援、児童発達支援事業所等が保育所等と連携して作成する個別支援計画、障害児等療育支援事業、巡回支援専門員整備の活用。

※2:障害児等療育支援事業(自宅訪問による療育指導)の活用。